

高山市公共施設等木造化方針



一 目 次



第 1 公共施設等における木材利用の意義 . . . 1

- (1) 快適な生活空間の形成
- (2) 森林の適正な管理・木材産業の活性化
- (3) 脱炭素社会の実現

第 2 公共施設等木造化のための国・県の対応 . . . 1

- (1) 国の対応
- (2) 県の対応

第 3 高山市のこれまでの取り組みと課題 . . . 2

- (1) これまでの取り組み
- (2) 公共施設木造化の課題

第 4 公共施設等木造化方針策定の考え方 . . . 3

- (1) 方針の位置づけ
- (2) 方針の対象

第 5 推進目標の設定 . . . 4

- (1) 公共施設における利用の推進
- (2) 備品等における利用の推進
- (3) 木質バイオマス利用の推進



第6 公共施設における木材利用推進のための対策

・・・ 5

- 1 庁内連携の強化
 - (1) 具体策の検討
 - (2) コスト低減の取り組み
- 2 市産材の利用推進
 - (1) ぎふ証明材の利用を推進
 - (2) 公共施設の建築工事発注
 - (3) 木材関係者、建築関係者等との連携強化
- 3 市産材の供給拡大
 - (1) 利用間伐の推進
 - (2) 市産材の低コスト供給体制の構築
- 4 市民等への普及啓発強化

第7 公共施設以外における木材利用の促進

・・・ 9

- (1) 集会施設等における木材利用の促進
- (2) エネルギー源としての木材利用の促進

第 1 公共施設等における木材利用の意義

(1) 快適な生活空間の形成

木材の優れた特性を活かして市民にとって「あたたかみ」や「潤い」のある生活空間を形成する。

また、市民に木造公共施設等における快適でぬくもりのある生活空間を体験していただくことによって、将来的な木造住宅の建築促進につなげる。

(2) 森林の適正な管理・木材産業の活性化

林業の再生、森林の適正な整備・保全を推進し、併せて木材産業の活性化につなげる。

(3) 脱炭素社会の実現

二酸化炭素の吸収の促進及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じ、脱炭素社会の実現と循環型社会の形成を促進する。

第 2 公共施設等木造化のための国・県の対応

(1) 国の対応

平成 21 年 12 月 25 日、林野庁は、今後 10 年間を目途に、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針である「森林・林業再生プラン」を公表した。

森林・林業再生プランでは、10 年後の木材自給率 50%以上を目標に掲げ、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ変換することを目的としている。

また、平成 22 年 10 月 1 日「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を施行し、平成 26 年 11 月には、「CLTの普及に向けたロードマップ」（林野庁と国土交通省が連携）を公表した。

平成 28 年 3 月には、3 階建て以下の建築物の耐火に関する基準が見直され、CLT等を用いた部材を壁、床または屋根に用いることができるようになり、平成 28 年 4 月には、CLTを用いた建築物の建築が可能となった。

令和 3 年 6 月には、より一層の木材利用の促進を図るため、民間建築物を含めた建築物一般に対象を拡げること等を目的として「公共建築物等における木材の利用の促進に関す

る法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正した。

国は、森林・林業再生プランの指針に基づき、公共施設等における木材利用を拡大するための法令や方針等を整備し、今後、計画的に利用を拡大することとしている。

（２）県の対応

岐阜県は、平成 19 年 4 月 1 日、国の法律制定に先駆けて、公共施設における県産材利用推進方針及び公共施設における県産材利用推進方針運用基準を策定し、数値目標を定めて県産材の利用拡大に取り組んでいる。

また、国の「公共建築物等における木材の利用に関する法律」に基づき、平成 23 年 3 月 2 日に公共施設等における県産材利用推進方針及び公共施設等における県産材利用推進方針運用基準の内容を一部改正した。

平成 29 年 4 月 1 日には、公共施設等における県産材利用推進方針に C L T 等の新たな木質部材活用の内容を加えて、一部改正した。

令和 5 年 4 月 1 日には、新たに「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」を施行し、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び同県条例に基づいた「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」を策定した（公共建築物等における木材の利用に関する法律及び同運用基準は廃止）。

第 3

（１）これまでの取り組み

① 公共施設の建築・改修において、木造化を実施

新たな施設を建築する場合は、原則として木造化することとし、既存の非木造施設の改修についても、内装の木質化を図っている。特に「心豊かな人を育む教育環境づくり」、「郷土愛の醸成」の面から小中学校、また、市民が多く訪れる支所庁舎等、P R 効果の高いシンボリックな施設については、優先的に木造化を実施している。

② 小中学校への木製机・椅子の導入

市内全小中学校に県産材を利用した木製机・椅子を導入している。

③ 小中学校へのペレットストーブの導入

地域の森林資源の有効活用を目的として、市内小中学校へのペレットストーブの導入を積極的に推進している。

(2) 公共施設木造化の課題

今後、市内公共施設の木造化を推進するためには次のような課題がある。

【市内公共施設の木造化を推進するための課題】

項目	課題
費用対効果	・市産材は、外国産材と比較して高額となる。(現状では、補助金の対象とならない場合や表に出ない部分は、外国産材を主に使用している。)・コンクリート構造と比較して、建設後の修繕費が高額となる。
木材の確保	・公共施設の木造化では、長尺材や大断面の木材等、特殊な部材を使用するケースが多く、短期間の工期内では、市産材の大量調達が困難となる。 ・木材関係者による設計者等への木材製品に関する情報提供が不十分であるため、市産材の活用が円滑に進まない。
その他	・建築基準法や消防法、その他法令に基づく基準(耐火建築物等)を満たす事ができない。(木造化を断念した事例がある。)・市民への積極的な普及啓発やPRが不足している。

第4 公共施設等木造化方針策定の考え方

(1) 方針の位置づけ

高山市総合計画及び高山市森林整備計画の趣旨並びに「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」12条第1項の規定により岐阜県が定めた「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、市内の公共施設の木造化・木質化等の更なる推進を目的に「高山市公共施設等木造化方針」を定めるものとする。

(2) 方針の対象

方針では、市内の「公共施設の木造化・木質化」、「木製品、木質バイオマスの利用」を

対象とする。

また、「公共施設以外における木材利用」についても対象とする。

第5 推進目標の設定

(1) 公共施設における利用の推進

公共施設の整備にあたっては、施設の構造や特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、建築基準法やその他法令に基づく基準で耐火構造とすることが求められない低層の公共施設について、積極的に木造化を図る。

また、耐火構造とすることが求められる木造化が困難な建築物については、内装等の木質化を推進するほか、非木造で建築した場合の費用等を比較した上で、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の活用を検討する。

ただし、災害時の一時的なプレハブ施設等の災害応急対策活動に必要な施設等についてはこの限りではない。

○ 市産材利用基準

市産材利用目標値は、次のとおりとする。

【市産材利用目標値】

項 目	市産材利用目標値	備 考
木造化 (延床面積 300 ㎡以上)	16.0 ㎡／100 ㎡	延床面積あたりの使用量
木造化 (延床面積 300 ㎡未満)	10.0 ㎡／100 ㎡	延床面積あたりの使用量



東小学校 校舎



新穂高センター

（２）備品等における利用の推進

公共施設に導入する書棚、家具等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、可能な限り木材を利用した製品とする。

なお、県産材を利用した児童・生徒の机・椅子の導入及び老朽化に伴う更新については、継続して実施する。

今後は、屋外公共施設における市産材を使用した木造ベンチの整備等、新たな利用方法を検討する。

（３）木質バイオマス利用の推進

公共施設に導入する冷暖房機器やボイラーについては、木質バイオマスを燃料とする機器の積極的な導入に努める。



県産材を利用した机・椅子



ペレットストーブ

第６ 公共施設における木材利用推進のための対策

１ 庁内連携の強化

（１）具体策の検討

公共施設を整備しようとする主管課は、企画・立案する際、関係課や所管する現場と連携し、市産材使用事例や建築コスト、木材の調達方法、活用可能な補助制度、脱炭素社会の実現に向けた情報を総合的に勘案しながら、木造化、内装等の木質化及び木製備品等の導入を図るための具体的な計画について詳細な検討を行う。

(2) コスト低減の取り組み

公共施設の整備における市産材の利用にあたっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等による建設コストの低減のほか、建設コスト、維持管理、解体・廃棄等のコストの低減に努めるものとする。

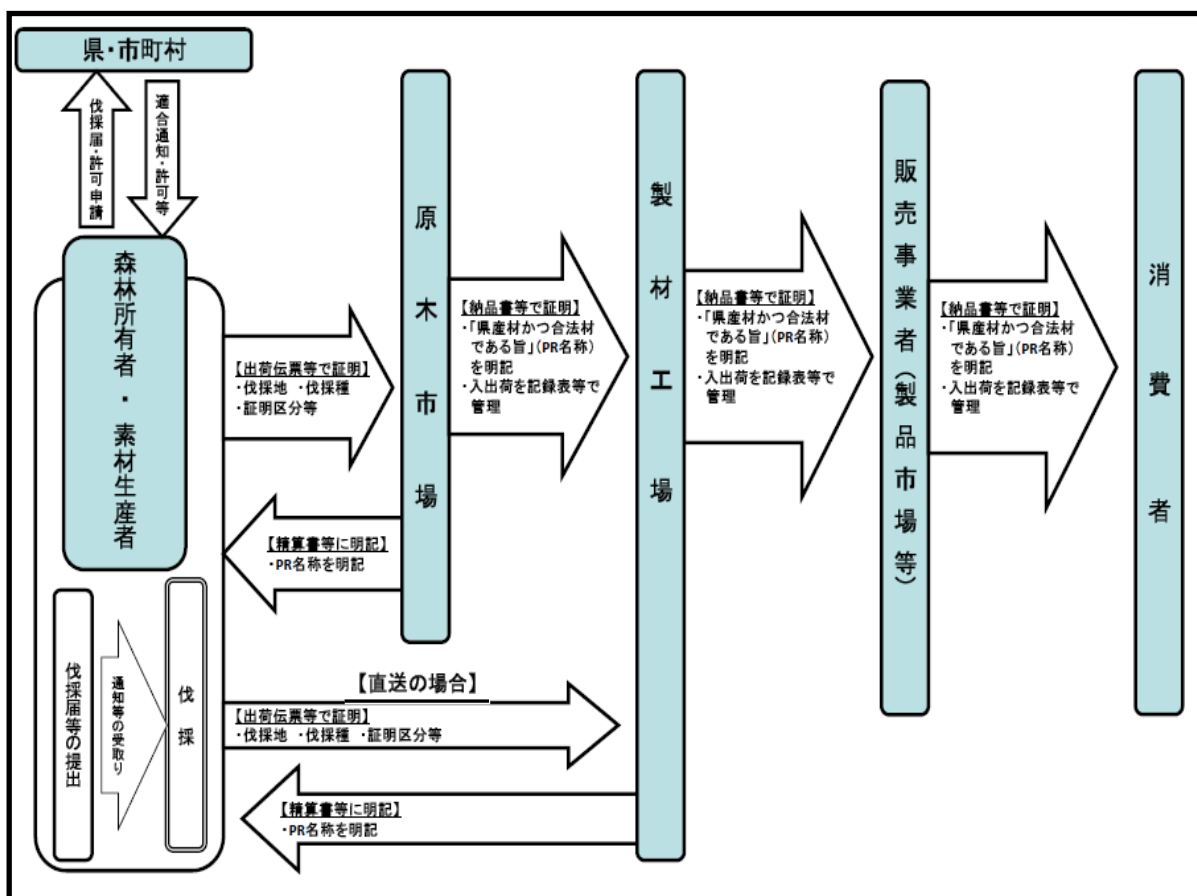
2 市産材の利用推進

(1) ぎふ証明材の利用推進

公共施設の整備等において利用する木材は、関係法令、供給が困難等の制約を受ける場合を除き、可能な限り市産材とする。

なお、この場合には、岐阜証明材推進制度を活用するものとする。

【岐阜証明材推進制度】



（２）公共施設の建築工事発注

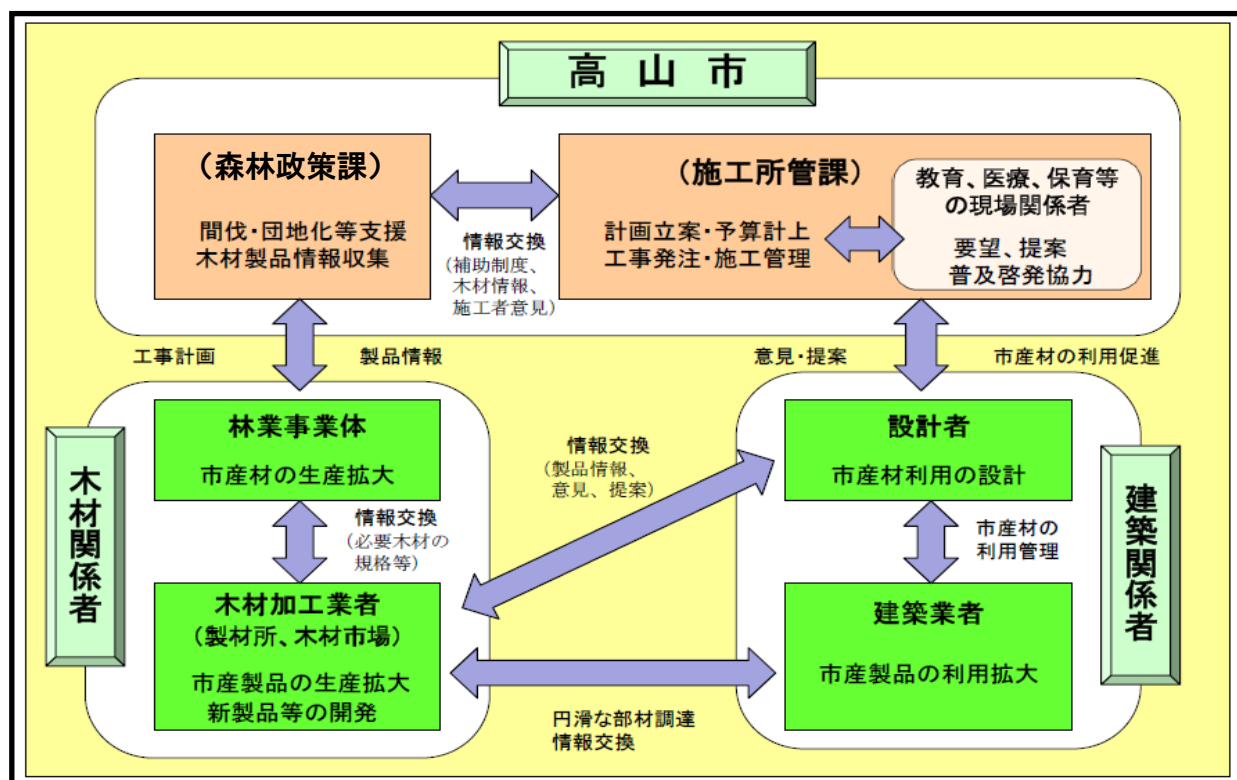
公共施設の建築工事を発注する場合は、仕様書には、「地元の事業者からの資材調達に努める」と明記するものとし、可能なものは、市産材を事前に確保する。

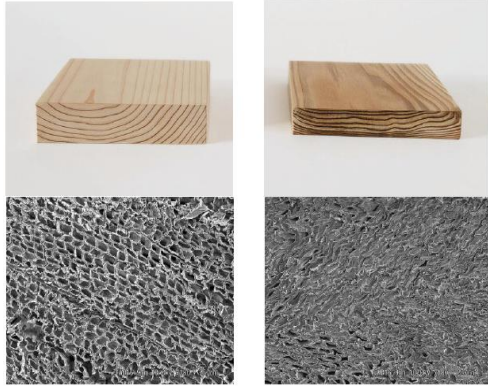
なお、高山市が木材を購入する場合は、仕様書にＪＡＳ（「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づき、農林物資の品質の改善、取引の単純公正化、生産・消費の合理化を図って制定された規格）の格付検査と不具合が発生した場合の事前協議を特記し、納品時には確認業務を行う。

（３）木材関係者、建築関係者等との連携強化

推進目標（Ｐ４～Ｐ５ 第５ 推進目標の設定）の達成に向けて、林業事業者、木材加工業者等の木材関係者、建築業者、設計者等の建築関係者、教育、医療、保育等の現場関係者等との連携を強化し、現場のニーズに対応した設計及び施設整備、木材調達に関する内容の協議、木材の供給及び木材製品の品質、価格、新製品の開発等に関する情報交換などを実施する。

【関係者との連携体制】





市内で開発された新製品・スギの圧縮材
(写真左・圧縮前 写真右・圧縮後)



スギの圧縮材を利用した事例

3 市産材の供給拡大

(1) 利用間伐の促進

国や県の支援制度を活用しながら、木材供給の根幹となる施業の集約化・団地化、路網の整備による利用間伐を促進する。

間伐や除伐、作業道整備に対する国・県の補助制度への嵩上げや間伐した森林から工場等までの間伐材の運搬経費に対する助成等を実施し、利用間伐を促進する。

(2) 市産材の低コスト供給体制の構築

公共施設の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共施設における利用に適した市産材及び合法性等が証明された市産材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、製材工場の生産量の拡大と生産性の向上、流通の合理化などを進め、市産材のコストダウンと安定供給を促進する。

4 市民等への普及啓発強化

市民、視察者等に対して木材の良さや木材の積極的な利用の意義等について、広報やホームページ等を活用して、分かりやすく示すように努める。

また、関係者と協力して、木造公共施設のPR用のパンフレット等を作成し、視察や事例発表等に利用する。

【木材の良さ、木材利用の意義】

項目	具体的な内容
木材の良さ	教育、医療等における快適な生活空間の形成
	郷土への愛着、誇りを醸成
	心豊かな人間の育成
	木材のあたたかみ、ぬくもりのある感触
	高い吸湿性などの優れた性質
木材利用の意義	脱炭素社会実現への貢献
	地域経済、木材産業の活性化
	森林資源の有効活用

第7 公共施設以外における木材利用の促進

（１）集会施設等における木材利用の促進

公共施設の木造化等により、木の良さや木材利用の必要性を広く市民に周知するとともに町内会等が建築する集会施設等の整備についても木造化等による木材利用を促進する。

また、市産材を利用した一般住宅の新築・増改築に対して助成し、市産材の利用を促進する。

（２）エネルギー源としての木材利用の促進

ペレットストーブ、薪ストーブ等の購入経費を助成し、エネルギー源としての木材利用を促進する。



市産材を利用した一般住宅



薪ストーブ